

説明会参加申込書

「大阪公立大学羽曳野キャンパス移転後の跡地活用に関するマーケット・サウンディング（市場調査）」の説明会＜任意参加＞への参加を申し込みます。

法人名	※法人グループで参加する場合は、代表事業者と、全ての構成法人について記載してください。	
法人所在地		
本件に関する 連絡担当者	部署・役職 ※法人グループ で参加の場合 は社名も	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
説明会	令和7年6月11日（水）午後2時 於：大阪公立大学羽曳野キャンパス （大阪府羽曳野市はびきの3丁目7番30号）	
参加者	法人名・部署・役職	氏名
説明会 参加予定者 （6名以内）		

※担当者については代表者のみ記載してください。

提出期限：令和7年6月9日（月）午後5時

現地見学会参加申込書

「大阪公立大学羽曳野キャンパス移転後の跡地活用に関するマーケット・サウンディング（市場調査）」の現地見学会＜任意参加＞への参加を申し込みます。

法人名	※法人グループで参加する場合は、代表事業者と、全ての構成法人について記載してください。	
法人所在地		
本件に関する 連絡担当者	部署・役職 ※法人グループ で参加の場合 は社名も	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
現地見学会	令和7年6月11日（水）午後3時 於：大阪公立大学羽曳野キャンパス （大阪府羽曳野市はびきの3丁目7番30号）	
参加者	法人名・部署・役職	氏名
現地見学会 参加予定者 （6名以内）		

※担当者については代表者のみ記載してください。

提出期限：令和7年6月9日（月）午後5時

質問用紙

「大阪公立大学羽曳野キャンパス移転後の跡地活用に関するマーケット・サウンディング（市場調査）」に関して質問がありますので、提出します。

法人名	※法人グループで参加する場合は、代表事業者	
法人所在地		
本件に関する 連絡担当者	部署・役職 ※法人グループ で参加の場合 は社名も	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

質問箇所	質問内容
実施要領 〇〇ページ	

- ※本マーケット・サウンディングに関連しない質問には回答できない場合があります。
- ※回答は、令和7年6月30日（月）に実施要領 P14 「①マーケット・サウンディングの実施要領を公表」に記載の URL に掲載を予定しています。
- ※質問事項は、簡潔に要点のみ記載すること。
- ※電子メール（ファイル添付）にて提出のこと。ファイル形式は Microsoft Word とすること。

提出期間：令和7年6月12日（木）午前9時から令和7年6月20日（金）午後5時

対話参加意向確認書

「大阪公立大学羽曳野キャンパス移転後の跡地活用に関するマーケット・サウンディング（市場調査）」へ参加したいので、必要事項を以下のとおり記載し提出します。

①	法人名		※法人グループで参加する場合は、代表事業者
	法人所在地		
	担当者	部署・役職 ※法人グループ で参加の場合 は社名も	
		氏名	
		電話番号	
		メールアドレス	

法人のグループで参加する場合は、下記に、全ての構成法人について記載してください。
なお、担当者については代表者のみ記載してください。

②	法人名	
	法人所在地	
③	法人名	
	法人所在地	
④	法人名	
	法人所在地	

提出期間：令和7年6月30日（月）午前9時から令和7年7月3日（木）午後5時

守秘義務誓約書

大阪府知事 吉村 洋文 様
羽曳野市長 山入端 創 様

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

責任者		連絡先	
担当者		連絡先	

※押印を省略する場合は、上記について記載すること。

当社は、今般、大阪府及び羽曳野市（以下「府・市」という。）から、令和7年5月30日付で案内がありました「大阪公立大学羽曳野キャンパス移転後の跡地活用に関するマーケット・サウンディング（市場調査）実施要領」（以下「本実施要領」という。）に係る事業提案書を作成することを目的（以下「本目的」という。）として、本誓約書を提出した者にのみ開示される資料（以下「守秘義務対象資料」という。）の開示を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の開示を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を府・市に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示した者をして本書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第2条（秘密の保持）

当社は、府・市から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。ただし、法律、命令、条例等（以下「法令等」とい

ます。)により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、府・市から開示を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、府・市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、府・市又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

府・市から開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、第7条第1項に従った守秘義務対象資料の印刷物等の破棄の前後を問わず、また当社が大阪公立大学羽曳野キャンパス移転後の跡地活用に関するマーケット・サウンディング（市場調査）に参加しなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより府・市又は第三者（府・市に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（印刷物等の破棄）

- 1 受領した守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製、翻訳物及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますがこれらに限りません。）は、令和7年8月31日までに（又は本書の違反等により府・市が求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄することを約束します。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。

以上

対話参加申込書

「大阪公立大学羽曳野キャンパス移転後の跡地活用に関するマーケット・サウンディング（市場調査）」へ参加したいので、実施要領の内容を十分承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

①	法人名		※法人グループで参加する場合は、代表事業者
	法人所在地		
	担当者	部署・役職 ※法人グループ で参加の場合 は社名も	
		氏名	
		電話番号	
メールアドレス			

法人のグループで参加する場合は、下記に、全ての構成法人について記載してください。
なお、担当者については代表者のみ記載してください。

②	法人名	
	法人所在地	
③	法人名	
	法人所在地	
④	法人名	
	法人所在地	

提出期間：令和7年7月7日（月）午前9時から令和7年7月25日（金）午後5時

大阪公立大学羽曳野キャンパス移転後の
跡地活用に関するマーケット・サウンディング（市場調査）

調査票

法人名	※法人グループで参加する場合は、代表事業者と、全ての構成法人について記載してください。
開発事業の コンセプト	
(1) 対象地について	
① 対象地のポテンシャル・市場的な優位性等の評価	
【提案】	
② 提案範囲の設定	
【提案】	
③ 土地利用にかかるゾーニング	
【提案】 ※道路・インフラの整備も含めてお考えをお聞かせください。	

④ 工事車両の通行確保

【提案】

※近隣交通への影響をできる限り少なくするような手法を検討してください。

⑤ 対象地の懸念事項

【提案】

(2) 活用方策について

① 採算性の確保等の観点からの最適な活用方策

【提案】

② 市民にとっての生活における利便性や価値の向上を図る視点からの最適な活用方策

【提案】

③ 現存建物の利活用の意思

【提案】

(3) 売却条件・売却手法について

① 開発にあたっての整備費用負担の考え方

【提案】

② 土地等の売却手法、参加意思の有無

【提案】

※一般競争入札の場合についてお考えをお聞かせください。
より良い売却手法がある場合は、お考えをお聞かせください。

③ 売主の契約不適合責任の免責

【提案】

※免責とする場合の本用地開発への参加意思をお聞かせください。

④ 売却以外の手法

【提案】

(4) スケジュール

【提案】

※開発にかかる想定スケジュールについて、お考えをお聞かせください。

(5) 事業実施により見込める効果

【提案】

(6) その他

【提案】

※開発にあたって想定される課題、公共側に協力等を求める事項があれば、お聞かせください。

提出期間：令和7年7月7日（月）午前9時から令和7年7月25日（金）午後5時